

平成 17 年度国民保護実動訓練の実施について

1 目的

国民保護法に基づき、国、県、地元市町、関係機関および地域住民が一体となった実動訓練を実施し、関係機関の機能確認および関係機関相互の連携強化を図るとともに、国民の保護のための措置に対する国民の理解の促進を図る。

2 実施時期

平成 17 年 11 月 27 日（日） 7 : 00 ~ 16 : 00

3 主催

内閣官房、福井県、美浜町、敦賀市

4 訓練想定

関西電力(株)美浜発電所がテログループによる攻撃を受け、同施設の一部が損傷を受けたことにより、放射性物質が放出されるおそれが生じる。

5 参加実績

- (1) 参加機関 約 140
- (2) 参加職員 約 1800 人（うちプレーヤー約 1300 人、研修者約 500 人）
- (3) 参加住民 約 120 人
- (4) 主要装備 ○ヘリコプター 10 機
○船舶 12 隻
○バス等 18 台

6 訓練の主な実施場所

- (1) 緊急対処事態現地対策本部（国、福井県、美浜町、敦賀市）等
福井県美浜原子力防災センター、福井県敦賀原子力防災センター（後方支援）
- (2) 福井県緊急対処事態対策本部
福井県庁
- (3) 美浜町緊急対処事態対策本部
美浜町役場
- (4) 要避難地域
美浜町丹生地区、竹波地区、菅浜地区、敦賀市西浦地区
- (5) 避難所、救援所
美浜町保健福祉センター「はあとびあ」

7 主な訓練内容

(1) 緊急対処事態現地対策本部設置運営訓練

オフサイトセンター（美浜原子力防災センター）において、国、県、市町の現地対策本部を設置運営するとともに関係機関相互の連携のもと合同対策協議会等の運営等を行う。

- ①美浜原子力防災センターへの要員派遣
- ②情報連絡
 - ・官邸とのテレビ会議の実施
 - ・県、市町対策本部との情報連絡（電話、FAX）
- ③合同対策協議会等の運営
 - ・対応方針決定会議（最重要事項の調整）
 - ・全体会議（関係機関での情報共有）
 - ・機能班会議（措置内容等の検討）
 - ・現地連絡会議（合同対策協議会発足までの間の初動段階における情報共有）

④後方支援

- ・敦賀原子力防災センターにおける後方支援 {県(緊急時モニタリングセンター、緊急時医療本部)、県警察本部等関係機関の実動部隊等}
- ・美浜原子力防災センターへの専門家の派遣、原子力防災資機材の提供による緊急時モニタリング支援 (県対策本部長の要請に基づき、原子力緊急時支援センターが実施)

(2) 緊急処理事態対策本部等設置運営訓練

県および市町において、緊急処理事態対策本部等を設置し、各種会議や避難の指示などを行う。

①福井県 (福井県庁)

- ・要員の参集および福井県国民保護連絡室、福井県緊急処理事態対策本部の設置・運営
- ・対策本部会議の運営 (テレビ会議を含む)
- ・警報の通知
- ・避難の指示
- ・防衛庁長官に対する国民保護等派遣の要請
- ・警戒区域の設定等

②美浜町 (美浜町役場)

- ・対策本部会議の運営 (テレビ会議を含む)
- ・警報および避難の指示の伝達等

③敦賀市 (敦賀市役所)

- ・敦賀市国民保護連絡室、敦賀市緊急処理事態対策本部の設置 (模擬)
- ・警報および避難の指示の伝達等 (模擬)
- ・テレビ会議の実施

④高浜町、大飯町、若狭町 (各町役場)

- ・要員の参集および国民保護連絡室の設置、緊急処理事態対策本部の設置 (模擬)

(3) 住民等避難訓練

避難の指示および美浜町現地対策本部、敦賀市現地対策本部において作成される避難実施要領等に基づき、消防、自衛隊、県警察、海上保安庁などによる要避難地域の住民等の避難を行う。

①一次避難（屋内への避難）

- ・避難区域 敦賀半島の全域
- ・避難の対象者 美浜町丹生地区、竹波地区、菅浜地区の住民、敦賀市西浦地区の住民
- ・避難先 自宅

※警報の伝達に際して、防災行政無線を通じ、国民保護に係るサイレンを吹鳴（美浜町の地区のみ）

②二次避難（域外への避難） ※荒天時には、変更する場合もある。

- ・避難区域 美浜発電所を中心とした半径2km以内の全方位の区域、南側3km以内の区域
- ・避難の対象者 美浜町丹生地区、竹波地区の住民
- ・避難先 美浜町保健福祉センター
- ・避難経路、輸送手段

(1)竹波地区→（バス）→美浜町保健福祉センター ※ 災害時要援護者については福祉バス

(2)丹生地区→（バス）→白木漁港→（海上保安庁巡視船）→早瀬漁港→（バス）→美浜町保健福祉センター

(3)丹生地区 災害時要援護者→（福祉バス）→白木地区臨時ヘリポート→（ヘリ）→（海上保安庁巡視船）→（ヘリ）→美浜町民広場臨時ヘリポート→美浜町保健福祉センター

※福井県警察及び自衛隊により輸送車両を誘導

③関西電力(株)美浜発電所従業員の避難

- ・避難の対象者 美浜発電所従業員のうち、美浜発電所の応急対策等の活動に従事していない者
- ・避難先 美浜町保健福祉センター
- ・避難経路、輸送手段

美浜発電所→（海上保安庁巡視船）→早瀬漁港→（バス）→美浜町保健福祉センター

※美浜町菅浜地区、敦賀市西浦地区に係る屋内への避難措置については継続

※福井県警察および自衛隊により輸送車両を誘導

(4) 避難住民等救援訓練

避難所の運営、緊急被ばく医療、安否情報の収集および国への報告を行う。

①避難所の運営（美浜町保健福祉センター）

- ・避難住民等の受付、登録
- ・避難住民等への状況説明
- ・避難住民等への食品等の給与

②緊急被ばく医療

- ・緊急時医療本部の設置運営
- ・医療資機材の搬送及び点検
- ・ヨウ素剤等の搬送・調剤
- ・スクリーニング訓練
- ・救急搬送

③安否情報の収集および報告

- ・安否情報の収集
- ・安否情報の報告

(5) 災害対処訓練

警戒区域の設定や緊急時モニタリング等を行う。

①警戒区域の設定等

- ・県警察本部による警備の強化
- ・知事による警戒区域の設定
- ・県警察による交通規制
- ・第八管区海上保安本部および県警察による海上交通規制、警備措置等
- ・ヘリテレによる映像の伝送

②緊急時モニタリング

緊急時モニタリングセンターを設置し、発電所周辺環境の放射性物質または放射線に関するデータの迅速な収集および提供に努める、迅速な緊急時モニタリング活動等の応急対応を実施する。

- ・緊急時モニタリングセンターの設置・運営
- ・待機施設の設置および運営
- ・オフサイトセンター機能班（放射線班）との連携
- ・連続監視・拡散予測
- ・モニタリングカーによる陸上モニタリング
- ・船舶による海上モニタリング
- ・ヘリコプターによる空中モニタリング
- ・住民避難時の同行モニタリング
- ・高機能モニタリングカーによる環境試料測定
- ・仮設機器の設置・運用・撤収
- ・モニタリング要員被ばく管理

（6）緊急時情報伝達訓練

①地域住民への警報等の伝達

- ・警報、避難の指示等の地域住民への伝達

警報の伝達に際し、防災行政無線を通じ「国民保護に係る警報のサイレン」を吹鳴等

- ・その他防災行政無線等を通じた情報の伝達

②各種無線による通信連絡、衛星車載局等による画像伝送